

～農地の未来を話してみませんか～

「地域計画」に基づく 新たな農地集積の しくみがスタートします

The future of the
farmland



「農地」の貸し借りを、安心な仕組みで支えます。

山口県農地中間管理機構

公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部

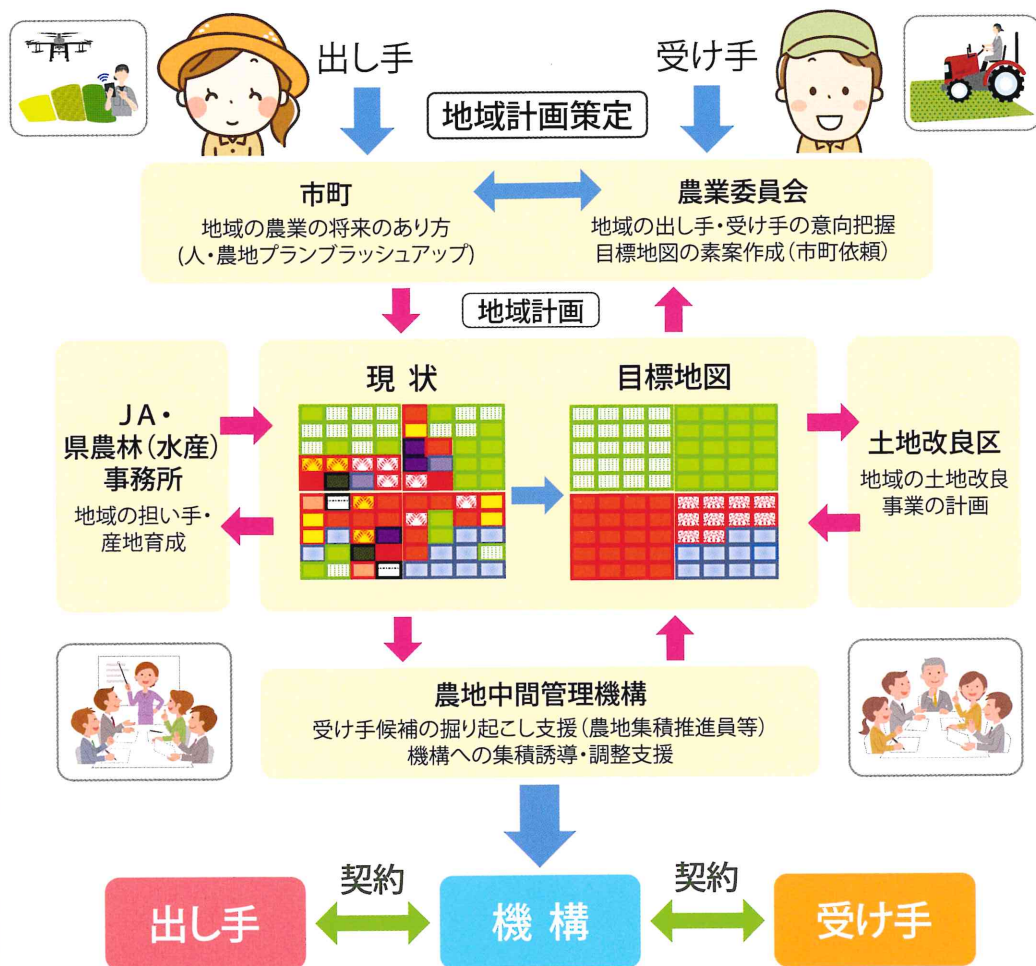


農地中間管理機構とは？



農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める意欲ある担い手(受け手)へ農地の集積と集約化を支援している組織です。山口県では、(公財)やまぐち農林振興公社がこの実施を行う組織として、知事から指定を受けています。

機構を通じた農地の貸し借りの新たなしくみ



Q&A

Q. 機構で契約できる農地の基準はありますか。

A. 「市街化区域外の農地であること」、「再生不能と判断される遊休農地など利用困難な農地でないこと」等を基準としています。

Q. これまで地域で検討してきた「人・農地プラン」と「地域計画」は異なるのですか。

A. 「人・農地プラン」を基に協議を行い、農地利用の将来構想を含めた「地域計画」を策定します。担い手の状況や確保への方針を耕作者・地権者をはじめ、関係機関(市町・農業委員会に加え、JAや土地改良区、農地中間管理機構)が参加し、地域の農地の効率的な集積を検討します。

Q. 「地域計画」が策定されていない地域の農地集積はどうなりますか。

A. 経過措置(2年間)間は、市町で行う「相対契約」が行えます。その後は農業委員会の要請等により機構経由の集積が可能です。

農業経営基盤強化促進法等が一部改正され、令和5年4月から施行されました。これに伴い、機構を通じた農地の集積は、地域の話し合いにより作成される「地域計画」を基に行われることとなります。

貸したいとお考えの農地を、地域の担い手となる農家や新しく農業を始めたい若者など、農地を生かすことのできる人へ地域で検討して貸し付けます。

あなたの大切な農地を、次の担い手へ託してみませんか。

農地中間管理事業の趣旨とメリット

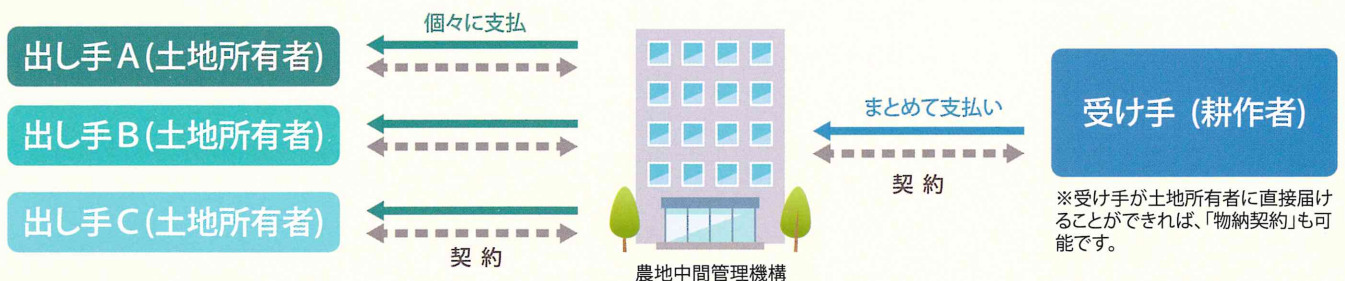
趣旨 地域の将来を見据えた農地の集積・集約化が図れます。

経営農地が分散している地域や、担い手が高齢化した地域では、最も適切な「担い手」に農地を「受け継いでいく」ための話し合いが望まれます。その際、機構を活用した地域では、土地所有者との契約はそのままに、機構から受け手への契約を変更することで、スムーズに利用権が移行できます。

これにより



メリット1 賃借料支払いの効率化



メリット2 機構集積協力金

機構集積を通じて担い手等に集積・集約化された農地を対象に、令和5年度までは協力金が地域等に交付されます。

メリット3 栽培条件整備作業

遊休農地等の農地を受け手が借りる前に、直ちに耕作できない農地を耕作可能な状態にするため、耕耘や草刈り等の簡易な作業を行います。

Q. 栽培条件整備作業には、どんな事業メニューがありますか。

A. 遊休農地解消緊急対策事業と借受農地管理等事業の2つのメニューがあります。

遊休農地解消緊急対策事業: 遊休農地(緑判定)に対する、草刈り、耕耘等簡易な作業(事業費4.3万円/10a)で、耕作者自らが作業を請け負うことができます。

借受農地管理等事業: 耕作者に貸し付けるまでの短期間の草刈り・耕耘等の維持管理作業を、機構が第3者に委託します。

Q. 栽培条件整備作業で、農地・水路のハード事業的な整備は可能ですか。

A. 簡易な作業で、栽培条件を整え耕作可能な農地にする内容のため、ハード事業的なものは対象外です。

Q. 税制上や農業者年金受給者の優遇措置はありますか？

A. 所有する全農地をまとめて機構へ貸し付けた場合、農地の固定資産税が軽減される場合があります。

また、年金受給者(出し手)が機構へ農地を貸し付けた場合でも、機構は「適格な貸付先」ですので、農業者年金は受給できます。

詳しくは、市町農業委員会にご相談ください。

Q. 機構へ貸し付けた農地はどうなりますか。

A. 契約期間終了で、必ず農地は返還します。

Q. 機構集積協力金の交付単価はどのようになっていますか？

A. 交付条件(集積期間、農地集積・集約状況及び地域等)により異なりますので、事業窓口である市町(農地所在地)にお問い合わせください。

市町・農業委員会のお問い合わせ担当窓口

市 町	担当窓口	TEL
下関市	農林水産振興部 農業振興課	083-231-1228
	菊川総合支所 建設農林課	083-287-4008
	豊田総合支所 建設農林課	083-766-2755
	豊浦総合支所 建設農林水産課	083-772-4030
	豊北総合支所 建設農林水産課	083-782-1926
	下関市農業委員会	083-223-6536
	下関市農業委員会 北部支局	083-766-2729
宇部市	産業経済部農業振興課	0836-34-8563
	宇部市農業委員会	0836-34-8731
山口市	農林水産部農業振興課	083-934-2891
	小郡総合支所農林課	083-973-2457
	秋穂総合支所農林土木課	083-984-8027
	阿知須総合支所 農林土木課	0836-65-4470
	徳地総合支所農林課	0835-52-1115
	阿東総合支所農林課	083-956-0984
	山口市農業委員会	083-934-2882
萩 市	農林水産部農政課	0838-25-4192
	川上総合事務所 産業振興部門	0838-54-2121
	田万川総合事務所 産業振興部門	08387-2-0300
	むつみ総合事務所 産業振興部門	08388-6-0211
	須佐総合事務所 産業振興部門	08387-6-2219
	旭総合事務所 産業振興部門	0838-55-0213
	福栄総合事務所 産業振興部門	0838-52-0121
	萩市農業委員会	0838-25-3405
	防府市 産業振興部 農林水産振興課	0835-25-2358
	防府市農業委員会	0835-25-2146
下松市	地域振興部農林水産課	0833-45-1844
	下松市農業委員会	0833-45-1877
岩国市	農林水産部農林振興課	0827-29-5113
	由宇総合支所 農林建設課	0827-63-1114
	周東総合支所 農林課	0827-84-1117
	錦総合支所 農林建設課	0827-72-2116
	美和総合支所 農林建設課	0827-96-1112
	岩国市農業委員会	0827-29-5230

市 町	担当窓口	TEL
光市	経済部農林水産課	0833-72-1494
	光市農業委員会	0833-72-1502
長門市	農林水産課 農業振興班 (市役所 本庁舎)	0837-23-1237
	農林水産課 農業振興班 (農地集積担当)	0837-37-2113
	三隅支所	0837-43-0080
	日置支所	0837-37-2182
	油谷支所	0837-32-1198
	長門市農業委員会	0837-23-1165
柳井市	経済部農林水産課	0820-22-2111(代)
	柳井市農業委員会	0820-22-2111(代)
美祢市	建設農林部農林課	0837-52-1115
	美祢市農業委員会	0837-52-5241
周南市	産業振興部農林課	0834-22-8356
	新南陽総合支所 地域政策課	0834-61-4215
	熊毛総合支所 産業土木課	0833-92-0014
	鹿野総合支所 産業土木課	0834-68-2335
	周南市農業委員会	0834-22-8574
山陽小野田市	経済部農林水産課	0836-82-1152
	山陽小野田市農業委員会	0836-71-1645
周防大島町	産業建設環境部 農林水産課(久賀庁舎)	0820-79-1002
	周防大島町農業委員会	0820-79-1002
上関町	産業観光課	0820-62-0360
	上関町農業委員会	0820-62-0360
田布施町	経済課	0820-52-5805
	田布施町農業委員会	0820-52-5805
平生町	産業課	0820-56-7117
	平生町農業委員会	0820-56-7117
阿武町	農林水産課	08388-2-3114
	阿武町農業委員会	08388-2-3114
和木町	住民サービス課	0827-52-2135

県域窓口 山口県農業振興課(083-933-3375) 一般社団法人山口県農業会議(083-923-2102)

県農林(水産)事務所・市町・農業委員会・JA等関係機関と連携をとりながら進めています。

農地中間管理事業に関するお問い合わせ・ご相談は

山口県農地中間管理機構 (公益財団法人やまぐち農林振興公社 農地中間管理事業部)

TEL. 083-924-0067

〒753-0021 山口市桜島三丁目2番1号

FAX. 083-924-5719

詳しくは、公式ホームページをご覧ください

山口県農地中間管理機構

検索

